

平成29年議案第9号

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月25日提出

愛北広域事務組合

管理者 大口町長 鈴木 雅 博

提出理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢等を考慮し、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第10条第8項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第9項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改め、附則に次の1項を加える。

6 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」とし、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者が定める

者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

（愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条中愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第7条第5項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第8項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規程する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業についたものに対する新条例第10条第9項（第5号に係る部分に限り、愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第10条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。